

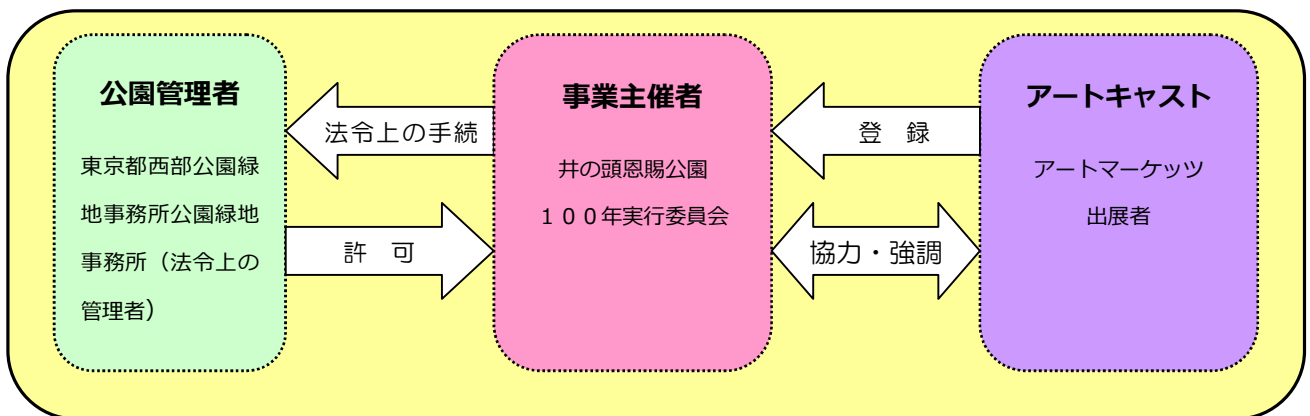
## 井の頭公園アートマーケット（ART \* MRT）について

「井の頭公園アートマーケット」は、**公園を核とした販わいの創出のため**、手作り作品の出展や、パフォーマンスの出展者を、**登録制**で実施する事業です。

平成19年度より実施され、多い日には100名以上の出展があり、井の頭公園の風景として定着してきました。手作りアクセサリーやポストカードのようなアート系手作り作品や、大道芸や楽器演奏などの個性的なパフォーマンスを見に、多くのお客さんを呼び、公園に販わいをもたらしています。

アートマーケットでは、お客様と出展者、また出展者同士が交流を行う拠点となっており、日々、井の頭恩賜公園から新たな文化が発信されています。

### 【アートマーケット運営の仕組み】



### 【井の頭恩賜公園100年実行委員会とは】

**井の頭恩賜公園は2017年に開園100周年を迎えます。**それに向けて、井の頭公園の**貴重な水と緑を守り、公園に販わいを創出するために**組織されました。東京都、三鷹市、武蔵野市、近隣の住民団体等で構成されています。アートマーケットをはじめとする販わい創出事業のほか、井の頭池の水質浄化事業に取り組んでいます。

### アートマーケット 5つのキーワード

1. アートキャストとして登録する。**（登録制）**
2. 自ら制作した作品を自ら出展販売する。**（手づくり）**
3. 芸術性・文化性を有する作品であること。**（アート）**
4. 公園の販わい、活性化に資するもの。**（販わい）**
5. 高額でないこと。**（廉価）**

### 【アートキャストとは】

アートマーケット登録者を「**アートキャスト**」と呼びます。アートマーケットは営業行為を目的とするものでなく、個々の自己表現を通じて公園の魅力向上に寄与することを目的とするものです。よって、ひとりひとりのアートキャストは**100年実行委員会の事業を実行していく主体者**になります。

## 開催日程・開催時間について

○開催日は、土・日・祝です。(ただしお花見シーズン、年末年始は除きます)

GW、年末等平日の特例開催もあります。

○開催時間：午前9時～ ※決められた開催時間以外の出展等は禁止です。

終了時間：季節ごとに異なります。※平成24年度より変更

4月	午後5時まで	11月～2月	午後4時まで
5月～8月	午後7時まで	3月	午後5時まで
9月～10月	午後5時まで		

## アートマーケット 参加の要件

基本要件は、「井の頭公園を愛し、自ら制作したアート系の作品（音楽・演技等のパフォーマンスを含む）の出展を通じて、公園を訪れる人々に喜びや安らぎを与え、公園の魅力を高めようとする意欲を有すること」です。

### 【具体的資格】

①自ら制作したアート系の作品（音楽・演技等のパフォーマンスを含む）を、自ら出展する者であり、②日本国内に住所を有する満16歳以上の者であること。（16歳～19歳までの方については、出展について親権者の同意があること）の、2つ共に満たす者。

### 【新規登録について】

毎年12月～1月上旬にかけて、応募受付を行います。募集についての詳細は、毎年上記の時期に井の頭公園園内掲示板、西部公園緑地事務所HP等で告知を行います。

※新規登録料12,000円（年間）が必要です。登録料は都の歳入ではなく、アートマーケットの活性化のために充てられます。

## 登録できる作品等

○出展者が自ら制作したことが明らかに認められるアート系の作品とします。

①絵画・工芸品の類 ②アクセサリ類 ③絵画・イラスト・写真類

○公園の賑わいに資する音楽・演技等のパフォーマンス

①音楽・演技等 ②その他アートマーケットの趣旨に則ったもの

○以下の作品は出展することができません。

### 【作品の制限】

①公序良俗に反する表現、特定の宗教や心情に偏った表現は認められません

②近隣住民や公園利用者に迷惑を及ぼさない範囲の音量であること。

### 【作品の価格等】

①高額な美術品を展示販売する場ではないため、購入しやすい廉価な作品であること。

②投げ銭の強要は認められません。

**Inokashira Park**  
**ART\*MRT**

井の頭恩賜公園  
1917-2017  
100年実行委員会

お問い合わせ先：

井の頭公園アートマーケット事務局（西部公園緑地事務所管理課）

電話 0422-47-1210